

## 森林経営管理制度について

### 1 森林経営管理制度の目的

国は、自然災害の頻発や地球温暖化、林業の低迷などの問題解決の一つとして、森林整備を進め、適切な森林管理をするためにこの制度をつくりました。この制度には、森林所有者は所有者として森林を適切に経営管理する責務があると明記されています。

### 2 制度が設けられた背景

背景には、山村の過疎化や高齢化、世代交代や不在村化から所有者の特定が困難な森林が多数存在しているため、団地化し効率よく森林整備を進めることができないことがあげられます。

### 3 実施内容(別紙参照)

「私有林・人工林・10年以上施業していない」という森林の所有者に対して、飯田市は、令和15年までを目途に、管理者に対して森林経営の意向の確認を行い、経営を委託したいとされた森林に対して、経営管理権の設定また、個々の森林に適した、森林整備・森林運営を実施してまいります。

### 4 飯田市森林経営管理制度実施方針

趣旨、森林整備・林業振興の基本的な考え方、森林所有者意向調査について、意向調査後の森林経営管理の方針、森林管理制度の実施コストについて、その他特記事項の6の項目を設け、別紙の「飯田市森林経営管理制度実施方針」を作成しました。

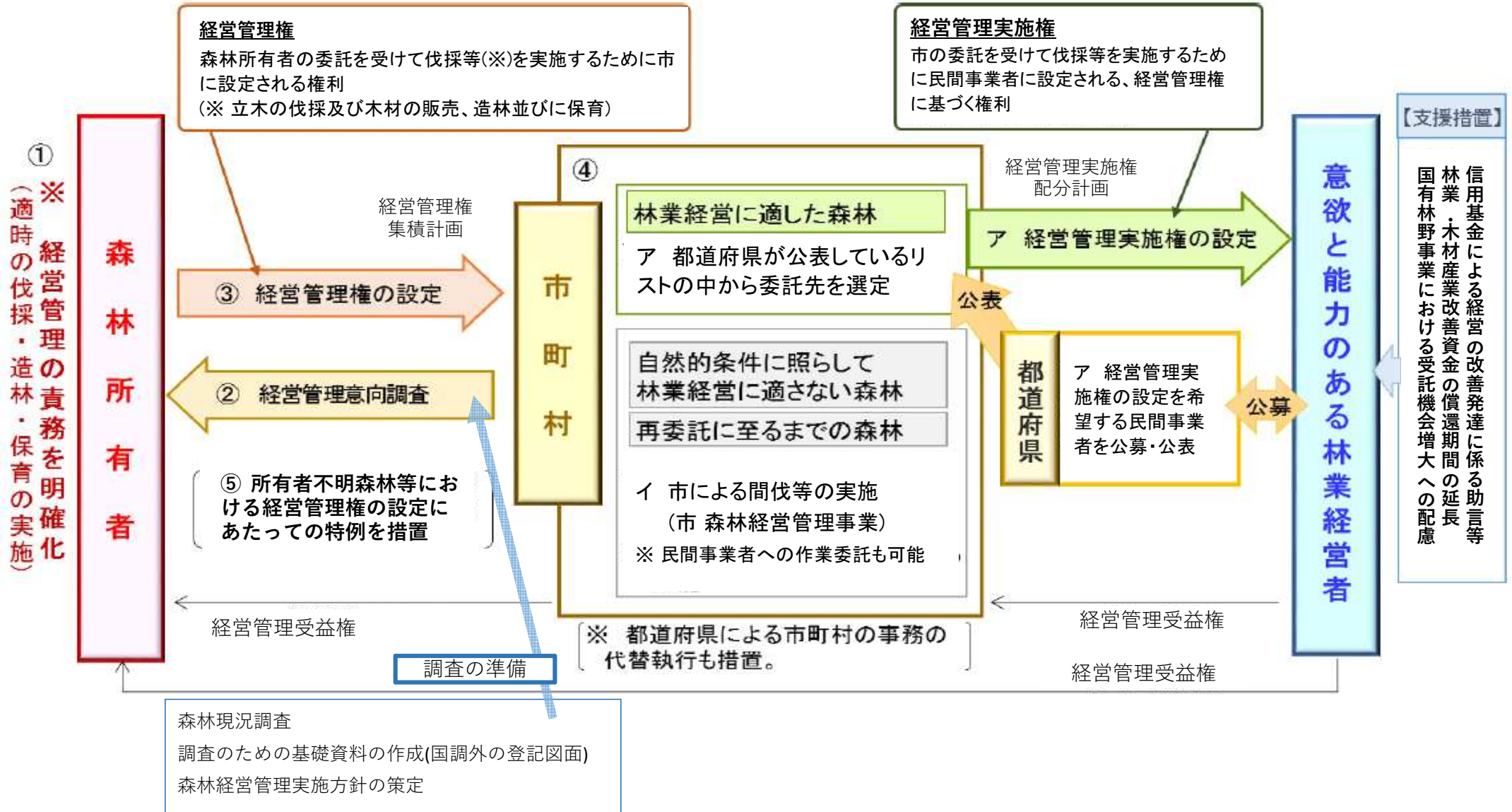
この中の、「2 森林整備・林業振興の基本的な考え方」において、現在森林組合が森林経営計画を策定している部分については、既存の支援事業を用いて、引き続き同組合に管理・森林整備を進めてもらうとしました。制度実施については林業経営が可能な場所を優先に、意向調査をすすめ、林業の活性化を促すこととしました。

今年度は、林業経営に適した箇所選定のための資料作成、および制度実施に必要な、所有境界の明確化のための資料作成を行っています。

### 5 森林環境(譲与)税の用途

長野県の見解として、森林環境(譲与)税については本制度の実施に充てることを最優先としており、飯田市においても、森林経営管理制度実施を優先しながら、森林環境(譲与)税の用途である「森林整備及びその促進に関する事業」を実施してまいります。

# 森林経営管理制度 全体の仕組み図



# 飯田市森林経営管理制度実施方針（原案）

## 1 趣旨

飯田市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、飯田市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう飯田市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

### （1）現況と課題

- ・飯田市の森林面積は 55,598ha で、うち民有林は 40,362ha（森林の約 73%）となっている。
- ・市内民有林は林業生産活動が積極的に行われる人工林と大径木の広葉樹が存在する天然生林、昭和前半までに薪炭林や刈敷林として活用されてきた二次林（里山林）までバラエティーに富んだ林相が存在している。
- ・民有林人工林面積は 16,437ha で、戦後積極的な拡大造林が進められた結果林齢は 60 年生を中心とした資源構成となり、本格的な利用伐期を迎え、搬出間伐や主伐等木材の安定供給及び主伐後の更新を行い森林資源の循環利用を進める時期となっている。
- ・人工林の中で所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）は 8,051ha あり、そのうち令和元年度の時点で 7,140ha が間伐等の整備が必要な状態にある。
- ・財産区や生産森林組合などの団体が管理する森林は、その多くが奥地に存在し、近年は世代交代や意欲の低下などにより管理が難しくなっている団体も出てきている。
- ・林業経営は主に飯伊森林組合による森林経営計画で管理されており、その森林経営計画は、58 団地（区域面積 7,750ha）である。
- ・また、住民の生活基盤や市街地に近い部分には、地域からの防災・減災や環境保全に対する森林の期待が高い一方、規模が零細の個人所有林が分散して存在しており、飯伊森林組合からの聞き取りによるとこれらの里山は境界の明確化が進んでいないため、所有者の特定が難しく、整備を要する森林ではあるが組合事業として成立し難い現状がある。所有者の関心が森林から離れ放置森林や竹林等が多くみられるとともに、今後もこの状況は更に進む可能性がある。
- ・様々な林業活動を支える基盤として林内路網（林道、林業専用道、森林作業道）の開設は主に山間集落の連絡部や水源林、林業経営地で年々進んでおり、市内の路網密度は 373m/ha となっている。飯伊森林組合からの聞き取りにより、林業経営適地に路網が到達しておらず林業経営がなされていない個所が多いことが判明している。

### （2）課題解決に向けての基本的な考え方

- ・飯田市では、森林経営管理制度の趣旨に沿って、林業経営の効率化と経営管理の為されていない森林の適正管理への誘導を、①林業経営森林②暮らしを支える森林③その他管理による森林に区分し、それぞれの目的達成への誘導を行うこととする。
- ・それぞれの区域については、森林組合等の関係者の意見を聞きながら分析と設定をするほか、必要に応じゾーニングのための森林の現況の調査を行う。

○林業経営森林

○暮らしを支える森林

水源涵養、土砂流出防止、暴風対策などを目的とした森林

○その他管理による森林

保健やレクリエーション等を目的とした森林

- ・当面は林業経営が可能な場所から意向調査を実施し飯田市の主伐を含む循環的な森林の管理を行い林業の活性化を促す。
- ・財産区に代表される自らが管理する森林のうち、林業経営が可能な部分については、森林管理制度の核となる「所有者の管理義務」について周知し、各所有者が所有する森林をどのように管理するかを明確に表し、既存の支援事業を用いることを基本として整備を進めていく。
- ・更に必要に応じて所有者の横のつながりを促すよう連携を図る。
- ・現在森林組合が森林経営計画を策定している部分については引き続き管理してもらえようように、既存の支援事業を用いることを基本に整備を進め、森林組合からの聞き取り等で条件が整えば林業経営が成り立つ地域については、既存及び森林環境譲与税を財源とした新たな市の事業の創設も視野に置いて森林経営計画の策定を促していく。
- ・林業経営が可能ではないが、防災減災や環境保全の観点から森林整備が必要な部分は、所有者情報及び境界情報の確定が整い、当該箇所関係者の同意が揃うなど、条件が揃ったところから森林整備を進める。
- ・また、飯田市の場合、地籍調査が済んでない場所がほとんどのため意向調査の優先度の高い場所から意向調査と並行して森林の適切な管理に欠かせない所有境界の明確化についても進めていく。

### 3 森林所有者意向調査について

#### (1) 対象森林の考え方

ア 林業経営可能地域として除外する森林

- ・公有林（県・市有林）
- ・財産区有林
- ・団体有林
- ・森林経営計画樹立森林
- ・森林経営計画樹立候補森林
- ・キノコ等特用林産物等の生産により林業経営が成り立つ場所及び候補森林
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある森林

イ 対象森林の絞り込み

- ・人工林からアの林業経営可能地域を除き、過去 10 年間に施業履歴のない地域を絞り込みの対象森林とし、まず、林業経営が可能な地域（皆伐再造林が可能な地域）を最優先地域として抽出する。
- ・次に、飯田市の水源林・住民の生活に直結する防災減災及び環境保全のために整備が必要な地域、具体的には市街地域の住宅地に比較的近い森林で飯田市のハザードマップの土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の森林を対象に抽出する、この地域については林業経営に適さない地域も含み抽出する。
- ・公共施設などの建設予定がある地区の森林については、その事業に活用する木材の需要を鑑み抽出する。

- ・上記によらず、調査を進める中で防災減災機能の向上等が必要と判断される地域が出てきた場合はその地域を随時追加して抽出する。

## (2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積 8,658.5ha
- ・対象森林の位置 別紙図面のとおり

## (3) 意向調査の方法・スケジュール

- ・意向調査は、モデル地域を設定して開始し、その結果を検証し他の地域の参考とする。
- ・モデル地域での調査後は、優先度の高い地域から順次意向調査を実施することとするが、意向調査の前に境界明確化を実施し完了した地域から順次開始する。
- ・調査方法は郵送を基本とし、飯田市在住者にあつては地域の状況によって個別対応（個別訪問、地域での説明会の開催等）も検討する。・調査票の回収についても郵送を基本とするが、市在住者にあつては直接回収も行う。

## 4 意向調査後の森林経営管理の方針

- ・林業経営が可能で、調査を実施した結果、森林所有者が管理を他者に任せる旨の意向を示した場合は、飯伊森林組合等に森林経営計画の策定を斡旋することとする。また、森林経営計画の樹立を促進するため森林法施行規則第 33 条 1 号に基づく区域設定を検討する。
- ・既存の森林経営計画に接した森林等は既存の計画に取り込むことにより効率的に経営できるよう飯伊森林組合に斡旋する。・水源林及び防災減災や環境保全のための施業が必要な森林については、飯田市による主体的な整備を進めるか、飯伊森林組合に既存の制度による整備を斡旋するかを検討することとする。
- ・飯田市で主体的に整備を進める場合は、森林の境界明確化を実施した上で、森林経営管理権を設定するものとする。

## 5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・飯田市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施をする。
- ・森林環境譲与税は飯田市森林経営管理基金に繰り入れ、実施に当たっては、基金を繰り戻しし原資とする。また、当該基金は、森林経営管理制度の実施のほか、市内森林整備の促進や林業の振興について森林環境譲与税の趣旨に沿って使用する。

## 6 その他特記事項

- ・対象森林については、随時見直しを行うとともに、見直しに当たっては林業普及指導員や地域の林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、市民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は、積極的に森林簿に反映することとし、森林や林地台帳の精度向上に努める。
- ・これらの業務は、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を行う。また、南信州地域の町村とも連携し情報の共有などを必要に応じて行うこととする。